

四 三 二 一 発 平 省 ○
発行方法の適用の法律発号名成条件第二三債務省告示
行方法の適等替法の及の及び根拠の及る年号等第
法の適等替法の及の及び根拠の記載年次八一等第

利付債券の規定期限は、昭和五十七年大蔵省令（昭和五十七年五月八日）第一項の規定に基づき、利付国債の規定期限は、昭和五十七年五月八日以後のものとする。

六

イ
發

入価 入価・別債行争非者特国
 札格行札格第参市及入価・別債
 発競 発競Ⅱ加場び札格第参市
 行争額行争非者特国発競I加場

五

ロ
イ
方募

入価法入
 札格決
 発競定
 行争の

律のに八つ定う額
 第公必億いにち面
 三債要二て基、金
 条のな千はづ財額
 第発財六、き政で
 一行源十額発法九
 項のの五面行第千
 の特確万金し四九
 規例保円額た条百
 定にを、で利第七
 に閑図財五付一十
 基する政百国項一
 づるた運六債の億
 き法め當十に規円

込募各当も各
 み限國ての申
 の度債るか込
 応額市。らみ
 募の場その
 額範特のう
 を圃別応ち
 割内參募応
 りに加額募
 当お者を価
 ていご順格
 るてと次の
 。各の割高
 申応りい

發別にご務後格競
 行參よと大に競争
 一加るに臣行争入
 と者發応がわ入札
 い・行募各れ札發
 う第へ限國るの行
 。II以度債入募
 非下額市札入と
 価一を場でのい
 格國定特あ決う。
 競債め別つ定一
 争市る參てを及
 入場も加、しご
 札特の者財た価

ハ

口 イ
払

国行争非者特国入価込
 債入価・別債札格金
 市札格第参市発競金
 場発競I加場行争額

ハ

口

行争非者特国行争非者特国
 入価・別債入価・別債
 札格第参市札格第参市
 発競II加場

千 千円九
 六 四千
 百 億八
 十 四百
 四 千九
 億五
 四百四
 千九千
 百十
 五十八
 百五十八
 万円

でた条特
 千利第別
 六付一會
 百国項計
 四債のに
 十に規閲
 一つ定す
 億いにる
 円て基法
 、づ律
 額き第
 面發四
 金行十
 額し六

でた条特五額た条五額發四万額發
 千利第別万で利第百面行十円面行
 二付一會円二付一八金し六、金し
 十国項計千国項十額た条特額た
 一債のに八債の五で利第別で利
 億に規閲百に規万六付一會七付
 円つ定す四つ定円千国項計十國
 いにる十いに、四債のに一債
 て基法六て基同百に規閲億に
 、づ律億はづ法八つ定す五つ
 額き第千、き第十いにる千い
 面發四百額發六五て基法二て
 金行十四面行十億はづ律百は
 額し六十金し二千、き第五、

十
十
三
二

十
十
口
イ
一

九
八

の 経 利 入 値 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国
払 過 札 格 第 参 市 及 入 値 ・ 别 債
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場

入 値 発
札 格 行 行
発 競 値
行 争 格 日

振 額 最
替 低 行 争 非 者 特
額 入 値 ・ 别
单 面 札 格 第 参
位 金 発 競 II 加

る 定 り 払 募 年
° す 算 込 入 ○
る 出 金 決 ・
期 し 額 定 二
日 た に の パ
に 金 加 通 ।
払 額 え 知 セ
い を 、 を ン
込 第 次 受 ト
む 二 の け
も 十 算 た
の 号 式 者
と に に は
す 規 よ 、

十 額 格 十 額 平 す 額 の 振 五
八 面 五 面 成 る の 記 替 万
錢 金 錢 金 二 ° 整 載 法 円
額 以 額 十 数 又 の
百 上 百 八 倍 は 規
円 の 円 年 の 記 定
に そ に 八 金 錄 に
つ れ つ 月 額 は よ
き ぞ き 二 に 、 る
九 れ 九 十 よ 最 振
十 の 十 五 る 低 替
八 応 八 日 も 額 口
円 募 円 の 面 座
三 値 三 と 金 簿

二 十 十 十
十 九 八 七 六

十四

払	者	入	払	元	償	償	後	第
込		札	場	利	還	還	の	二
期		參	所	金	金	期	利	期
日		加	支	額	限		子	以

初期利子

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期におる利益子を支払う。前六月間に属する利息を支払う。

額面金額百円につき百円

日本銀行

平成四十八年六月二十日

財務大臣から通知を受けた者

平成二十八年八月二十五日

額面金額の総額× $\frac{0.2}{100} \times \frac{66}{365}$